

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第20号

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第9条の9第1項第3号ただし書」を「第9条の11第1項第3号ただし書」に改める。

第12条前段及び第12条の2第1項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第12条の3を削る。

第16条第3項前段中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第5項中「別表第6」を「別表第4」に改め、同条第6項中「別表第6」を「別表第4」に、「別表第7」を「別表第5」に改める。

別表第4及び別表第5を削り、別表第6を別表第4とし、別表第7を別表第5とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程第12条、第12条の2及び第16条第3項の規定は、平成26年5月1日（隔月に汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課及び下水道部施設課)